

第239回

神奈川県都市計画審議会

議 案 書

令和4年2月2日

目次

番号	議題 番号	都市名	件 名	頁
1	4392	鎌倉市	鎌倉都市計画道路の変更（3・5・7号腰越大船線）	1
2	4393	横須賀市	建築基準法第51条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定	5

議第 4392 号

鎌倉都市計画道路の変更

都計第 1385 号
令和 4 年 2 月 2 日

神奈川県都市計画審議会

会 長 高 見 沢 実 殿

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

鎌倉都市計画道路の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議する。

鎌倉都市計画道路の変更（神奈川県決定）

都市計画道路中 3・5・7号腰越大船線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等における交差の構造	
幹線街路	3・5・7	腰越大船線	鎌倉市腰越三丁目	鎌倉市小袋谷一丁目	鎌倉市手広三丁目	約 6,340m	地表式	2車線	12m	JR 横須賀線と立体交差 幹線街路 3・6・7号雪ノ下大船線と立体交差 幹線街路と平面交差 2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

都市計画道路 3・5・7号腰越大船線は、市内主要拠点間の連絡道路や交通渋滞の解消といった役割を担っており、腰越から大船までを南北に縦断する延長約 6,340mの幹線街路です。

本路線の沿道に位置する深沢地域国鉄跡地周辺地区に関しては、「鎌倉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、大規模工場跡地や旧国鉄清算事業団地跡地等を中心に、面的に一体整備を行うとともに、隣接する藤沢市村岡地区の新駅を中心としたまちづくりと連携を図りながら、都市基盤の整備を図ることとしています。また、「鎌倉市都市マスタープラン」において、深沢地域国鉄跡地周辺は、鎌倉駅周辺、大船駅周辺とともに3つの都市拠点の一つに位置づけられ、東海道本線新駅構想を視野に入れ、土地区画整理事業により、住宅と商業・業務機能、医療福祉機能等を導入することとされています。

今回、新駅設置と連携した新たな都市拠点の形成に向け、鎌倉市深沢地区と藤沢市村岡地区の両地区において、新たに土地区画整理事業等が都市計画に定められることにあわせ、交通の円滑な処理を図るとともに、歩行者や自転車の安全快適な通行を確保するため、本路線の区域の一部を変更するものです。

新 旧 対 照 表

新旧	種別	名称		位置			区域	構造				備考
		番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等における交差の構造	
新	幹線街路	3・5・7	腰越 大船線	鎌倉市 腰越 三丁目	鎌倉市 小袋谷 一丁目	鎌倉市 手広 三丁目	約 6,340m	地表式	2 車線	12m	JR 横須賀線と立体交差 幹線街路 3・6・7 号雪ノ下大船線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 <u>2</u> 箇所	
旧	幹線街路	3・5・7	腰越 大船線	鎌倉市 腰越 三丁目	鎌倉市 小袋谷 一丁目	鎌倉市 手広 三丁目	約 6,340m	地表式	2 車線	12m	JR 横須賀線と立体交差 幹線街路 3・6・7 号雪ノ下大船線 と立体交差 幹線街路と平面 交差 <u>4</u> 箇所	

議第 4393 号

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定

横都建第 315 号
令和 4 年 2 月 2 日

神奈川県都市計画審議会
会 長 高 見 沢 実 殿

横須賀市長 上 地 克 明

建築基準法第 51 条ただし書の規定による産業廃棄物処理施設の位置の指定
について

このことについて、建築基準法第 51 条ただし書の規定により、次のように審
議会に付議する。

産業廃棄物処理施設の位置の指定

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき産業廃棄物処理施設の位置を次のように指定する。

名 称	産業廃棄物処理施設	
位 置	横須賀市神明町 58 番 9	
敷 地 面 積	13,706.08 m ²	
地 域 地 区 等	工業地域（建蔽率 60%、容積率 200%）	
施 設 の 概 要	構 造	鉄骨造平屋建て（工場棟（新築）） 鉄骨造 2 階建て（倉庫・事務所棟（新築））
	主 要 用 途	工場（産業廃棄物処理施設）
	建 築 面 積	7,280.92 m ²
	延 べ 面 積	8,195.35 m ²
	処 理 内 容	廃プラスチック類の選別、洗浄及び破碎処理
	処 理 能 力	120 t / 日（24 時間稼働）
	対 象 地 区	主に東京都や神奈川県企業の企業等から排出される廃棄物（廃プラスチック類）を受け入れる。
	最 終 処 理 方 法	完成品成型のための中間製品である再生ペレットを製造 （他工場に搬出の後、製品化）
	計 画 台 数	搬入車両 大型車等 約 42 台/日 搬出車両 大型車等 約 16 台/日 従業員車両 小型車 約 33 台/日
申 請 者	住所 東京都千代田区有楽町 1-2-2 東宝日比谷ビル 15F 氏名 株式会社 TBM 代表取締役 CEO 山崎 敦義	

理 由： 本計画は、横須賀市の工業地域内において、産業廃棄物である廃プラスチック類を破碎処理するため、産業廃棄物処理施設として建築基準法第51条ただし書の規定により許可を得ようとするものである。

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物については、都市計画において敷地の位置を決定しているものでなければならないが、本施設は、民間事業者が運営するものであり、都市施設として恒久性の担保が困難であることから、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、神奈川県都市計画審議会の議を経ようとするものである。